平成２８年（フ）第２７７５号
大阪市鶴見区諸口５丁目３番４号　プチハイムカオル　102号
債務者　岡本　博美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８１４号
大阪市天王寺区石ケ辻町２－１　シャトーウエダ210、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺380番地の１の２
債務者　中岡　美公
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８２６号
大阪市淀川区木川西１丁目９番25―201号
債務者　池田　倫子（旧姓齋藤・廣瀬）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８３５号
大阪市淀川区東三国５丁目15番７号　サンクス東三国　604号
債務者　平野　礼菜
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８３９号
大阪府豊中市日出町２丁目１番48の４号
債務者　三野　麻美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５２１号
大阪府守口市八雲北町２丁目９番９―104号
債務者　吉川　稲子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５２５号
大阪府東大阪市川田２丁目26番５号　ケーティハイツ　Ｂ号棟105号室
債務者　井ノ本英明
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７号
山形県米沢市泉町２丁目３番46号
債務者　近野美枝子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第３９７号
埼玉県坂戸市芦山町12番地８　ベルクレール103号室
債務者　赤座　　洋
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２２８号
札幌市東区北23条東20丁目１番16号　ラフォーレ45―203号
債務者　本間　勇太
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９９号
札幌市南区澄川３条１丁目６番１号　ドウエルヒル202号
債務者　清尾　孝幸
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０６号
札幌市豊平区美園２条３丁目１番２号
債務者　青山達仁こと　呉　　達仁
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３２２号
北海道石狩市花川北６条２丁目20番地　マンションえむずＣ101号
債務者　鏈谷　亜希
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５０号
札幌市豊平区平岸７条12丁目１番41号　パークハウス林ＮＯ．２―102号
債務者　久保　朝美（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３７３号
札幌市西区発寒11条１丁目６番10―302号
債務者　熊野友紀子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４０４号
札幌市手稲区新発寒３条２丁目３番21号
債務者　小林　圭子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部